

## 不良債権の状況【単体】

### リスク管理債権

(単位:百万円)

	2019年3月31日	2020年3月31日
破綻先債権	3,578	5,340
延滞債権	45,158	44,426
3か月以上延滞債権	876	757
貸出条件緩和債権	19,189	22,206
合計	68,802	72,731
貸出金残高に占める割合 (%)	1.43	1.48

#### ●用語の解説

##### 破綻先債権

未収利息を収益不計上扱いとしている貸出金のうち、会社更生法、破産法、再生手続等の法的手続きがとられている債務者や手形交換所において取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金のことです。

##### 3か月以上延滞債権

元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金のことです。上記の破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

##### 延滞債権

未収利息を収益不計上扱いとしている貸出金のうち、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金のことです。

##### 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元金の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しない貸出金のことです。

### 貸出金償却額

(単位:百万円)

	2019年3月期	2020年3月期
償却額	65	0

### 貸倒引当金残高及び内訳

(単位:百万円)

	2019年3月31日					2020年3月31日				
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	12,873	15,845	—	12,873	15,845	15,845	18,225	—	15,845	18,225
個別貸倒引当金	18,559	18,313	1,334	17,225	18,313	18,313	19,294	2,231	16,081	19,294
うち非居住者向け債権分	1,207	1,225	—	1,207	1,225	1,225	996	—	1,225	996
特定海外債権引当金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	31,432	34,158	1,334	30,098	34,158	34,158	37,519	2,231	31,926	37,519

(注) 当期減少額のうち、記載の減少額はそれぞれ以下の理由によるものであります。

一般貸倒引当金・・・洗替による取崩額

個別貸倒引当金・・・洗替及び回収による取崩額

### 「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(金融再生法)に基づく資産の査定額

(単位:百万円)

	2019年3月末	2020年3月末	対比
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	21,308	21,851	543
危険債権	27,959	28,142	183
要管理債権	20,065	22,964	2,899
小計(A)	69,334	72,957	3,623
正常債権	4,869,157	4,970,651	101,494
合計(B)	4,938,491	5,043,609	105,118
対象債権に占める比率(A/B)(%)	1.40	1.44	0.04

(注) 資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息、仮払金、支払承諾見返及び銀行保証付私債券の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として区分してあります。

#### ●用語の解説

##### 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権のことです。

##### 2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権のことです。

##### 3. 要管理債権

要管理債権とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」のことです。

##### 4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、前記1.から3.までに掲げる債権以外のものに区分される債権のことです。